

# 那 霸 市 公 報

**第 1 6 5 2 号**

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 指定緊急避難場所の指定 (総務課) ..... 936
- 指定避難所の指定 (総務課) ..... 938

### ◇ 公 告 ◇

- 平成 26 年度那覇市人事行政の運営等の状況 (人事課) ..... 940
- 住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) ..... 964
- 都市公園の設置及び供用開始について (公園管理課) ..... 964
- 会議開催の公告について (商工農水課) ..... 966
- 指定管理者の募集について (商工農水課) ..... 967
- 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) ..... 969
- 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) ..... 970

### ◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について ..... 971

### ◇ 監査委員公表 ◇

- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表) ..... 972

## 監査委員公表

那 監 公 表 第 5 号  
平成 27 年 9 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、那覇市長及び教育委員会委員長から、平成 26 年度及び平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

那 覇 市

### 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成26年度テーマ】

補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について

合 計(件数)			措置状況		
指摘	意見		改善の必要性	処理区分	件数
61	71	132	要	改善済み	13
				改善取組中	70
			不要	—	49

第1号様式 (第3条関係) (平成26年度)

ID	所管部署	頁番号	指図書区分	指図書項目又は意見の内容		改善の必要性	外 部 監 査 改 善 措 置		実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
				指図書項目又は意見の内容	改善計画又は改善が不要な理由		措置	置			
1	企画調整課	15	指図書事項	(補助金等の有効性) 補助金ことの効果的な成果指標を整備するための手段としての活用。補助金等について目的達成度や効果等の活用状況について、市民生活の向上に資する効果的なアプローチの抽出を義務付けるなどの方法をとりとるべきであろう。	要	要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画要求の採択要件及び必要書類等の掲載資料を提出するよう依頼する。	平成27年度	—	改善取組中	
2	企画調整課	16	意見	(補助金改革に関する取組性の確保) 市の広報やホームページでの情報提供をはじめ、補助金交付の条件として情報公開を義務付けるなどの方策も検討すべきと考え。	要	要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のとおり、交付先団体に対して、事業計画に対して、交付先団体が行うべき事業であるか、具体的な内容を明確にする。	—	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインに補助金の掲載公開に関する事項を盛り込む。	改善済み	
3	企画調整課	16	指図書事項	(補助金改革に関する取組性の確保) 例えば、外部の第三者からなる「補助金審査会」等を設置し、客観的評価を受けることも検討すべきである。	不要	不要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のとおり、交付先団体に対して、事業計画に対して、交付先団体が行うべき事業であるか、具体的な内容を明確にする。	—	—	—	
4	企画調整課 観光課 福祉政策課	17	意見	(交付先団体の組織運営のあり方) 交付先団体は、(1) 団体の本来の設置目的に立ち戻り、当該団体にしかできない事業で公益性、公益性がより高い事業に集中して行く方向で事業を整理することと(2) 市との役割分担を明確にし、市が行うべき事業と団体が行うべき事業との役割分担の明確化の2つの重点で見直しを迫るべきである。	要	要	(一) 那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。協会の業務が多岐に渡るため、相応の調整期間を要すること等から、改善については3年程度を目途とする。 (二) 福祉政策課【不要】 交付先団体においても意見の2つの観点でこれまで見直しが行われてきており、平成27年3月に策定した当市の地域福祉計画で役割分担を明確化している。今後とも連携を図り、事業の連携強化及び役割分担の明確化を図っていくべき。	平成29年度	—	改善取組中	
5	企画調整課	18	意見	(交付先団体の透明性確保と説明責任) 交付先団体において、事業内容や成果について、市民生活の向上に資する効果的なアプローチの抽出を義務付けるなどの方法をとりとるべきであろう。	要	要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のとおり、交付先団体に対して、事業計画に対して、交付先団体が行うべき事業であるか、具体的な内容を明確にする。	—	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインに補助金の掲載公開に関する事項を盛り込む。	改善済み	
6	企画調整課 福祉政策課 こどもみらい課 ちやうがんじやう課	18	指図書事項	(団体の運営における補助金(積立金)の状況) 補助金を返せる積立金がある団体については、ガイドラインに基づき、積立金の保有目的や規定などを調査し、資金使途などを確認したうえで、補助金交付の必要性等を再検討すべきである。	要	要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のとおり、交付先団体に対して、事業計画に対して、交付先団体が行うべき事業であるか、具体的な内容を明確にする。 【(一) 企画調整課【要】】 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のとおり、交付先団体に対して、事業計画に対して、交付先団体が行うべき事業であるか、具体的な内容を明確にする。 【(二) 福祉政策課【要】】 平成26年度策定の補助金の保有目的等を確認し、その目的等が不適切であれば、平成26年度補助金の返還を再検討する。実施計画の策定により運用を図る。 【(三) ちやうがんじやう課【不要】】 那覇市の補助金に関するガイドラインによれば、交付先団体の補助金等内部留保を制した補助金となる補助金は(団体運営費補助金)とされていることから、補助金は次のように運用計画の対称外となる。 ① 私立児童発達支援補助金は、市の委託業務とされている保育を市に代わって行う社会福祉法人に交付される負担金であり、負担金の額も国が所定基準により決定されている。 ② 私立保育園に対する特別事業補助金を初めとした一連の補助金は、本市が政策目的に照らして必要とする保育事業を広く実施するために拠出する積立金補助金となっている。 【(四) ちやうがんじやう課【不要】】 当補助金については規定のサービスクラウドからの利用者が負担する額を差引いた実質額を支出している。当該事業が特定施設等に入居し、生活介助等のサービスを提供している。提供施設も民間のものであり、市が委託業務として、職員報酬等は発生しない。また、費用等も民間事業者の負担となる。平成27年度補助金に削減し、市の財政状況を改善する目的で行ったことである。平成27年度補助金においては、市の財政状況を改善する目的で行ったことである。	平成27年度	—	改善取組中	
							平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のとおり、交付先団体に対して、事業計画に対して、交付先団体が行うべき事業であるか、具体的な内容を明確にする。	平成27年度	—	改善取組中	

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 (平成26年度)	改善の 必要性	外部監査 改善計画又は改善が不要な理由	措置 票	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
7	市民スポーツ課 学校教育課	18	指摘事項	<p>（上記団体等への車補助の経緯）</p> <p>ガイドラインに基づき、上記団体等に車補助する場合は、再補助の目的を明確にし、かつ、上記団体の資金体質が健全であること、かつ、上記団体の資金体質が健全であることが確認でき、その結果に基づいて、再度補助を行う必要があること、また、上記団体等への車補助に切り換えることも検討する必要がある。</p>	不要	<p>（市民スポーツ課【不要】）</p> <p>上記団体（神栖体育協会）の事業内容は、スポーツの普及・発展、調査研究、市民体育社会の開催、国民体育大会への県代表の派遣等、果たす役割は大きく、負担金の使途については、公益性は高い。上記団体（神栖体育協会）は、負担金の適正化や執行方法については、上記団体（神栖体育協会）と神栖市体育協会の双方が協議すべきであり、市が適正な負担金とすべきではない。今後とも、適正に執行されているか確認を行うものとする。</p> <p>（学校教育課【不要】）</p> <p>上記団体（神栖市体育協会）は、中学校の調査研究、各競技部門の大会実施等を行うため、上記団体の負担金は、公益性は高い。当該団体への支出は、新嘉地区5町内行財政の補助費及び生徒負担金の取扱いの中で、行っており、新嘉地区の負担にはあたらないと考える。また、当該団体は、単独の事業としており、本市のみの負担を明確にするには、当該団体の事業に補助金として支出する必要があるものではない。今後とも、適正に執行されているか確認を行うものとする。</p>	—	—	—	
8	企画調整課	19	意見	<p>（経費報告における決算のチェック体制）</p> <p>経費報告書と合わせて提出する決算書については、会計の知識のない担当職員でも機能的に検証できるように、統一した様式を設けてポイントのみを明記し、作成するよう方法なども考案される。かならずしも四角な面とも思われるが、会計の専門家、アドバイザーも無ければ、工夫していただく必要がある。さらには、そのような状況で報告する意味からも、会計の専門家を含めた第三者による検証を行うことが必要であろう。</p>	要	<p>平成27年6月2日付けで財政課長より各所属長宛「補助金に係る適正な事務手続きの確保について（依頼）」通知文。</p> <p>平成26年度決算の補助金に関するガイドラインの周知を図り、まずは、実施計画の原に補助金適正化チェックシートを活用して毎年度検証を行う。</p>	平成27年度	—	改善取組中	
9	企画調整課 福祉政策課	19	指摘事項	<p>（「定率補助」を原則とすること）</p> <p>補助金は定率補助が原則であること、また、ガイドラインに基づき、補助率は、原則として補助対象経費の1/2を上限とすることを再確認する必要がある。</p>	要	<p>《企画調整課【要】》</p> <p>平成26年度決算の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のチェックシートの適正で、事業費に対し適々の補助金について補助金適正化チェックシートを活用し補助対象経費や補助率を確認する。</p> <p>《福祉政策課【不要】》</p> <p>補助率が1/2を超えている補助団体については、当該団体の事業活動内容や財政状況等を踏まえた結果、ガイドラインのただし書きに基づき、当市の政策として、補助率1/2を超える補助金を交付している。</p>	平成27年度	—	改善取組中	
10	企画調整課 財政課	19	指摘事項	<p>（負担金の見直し①）</p> <p>法令、契約等に基づいて国、他の公営団体（一部事務組合等）との特定事業から個別の利益を受けることに対して（含む）の特定金額を負担し、支出するものについては、経費負担に超過が生じていないか検証するとともに、必要があれば他の地方公共団体などに対して、行政改革への取組みや経費削減などを通じた負担金の引き下げを要請する。</p>	要	<p>《企画調整課【要】》</p> <p>当該団体の設置趣旨、事業内容を検証し、事務事業の整理、統合等について調査研究を行う組織づくりについて要請していく。</p> <p>《財政課【要】》</p> <p>平成28年度の予算要求に向けて、交付団体の事業内容及び決算状況等の検証を行い、必要に応じて経費削減、負担金の引き下げを要請するよう通知する。さらに、予算編成方針等とその旨を盛り込み、関係各課へ再確認させる。</p>	平成27年10月	—	改善取組中	
11	福祉課 財政課	19	指摘事項	<p>（負担金の見直し②）</p> <p>各団体等が構成しているとき、その団体の必要経費に充当するために特定事業から個別の利益を受けることに対して（含む）の特定金額を負担し、支出するものについては、経費負担に超過が生じていないか検証するとともに、必要があれば他の地方公共団体などに対して、行政改革への取組みや経費削減などを通じた負担金の引き下げを要請する。</p>	要	<p>《福祉課【要】》</p> <p>南城市町議会との調整及び本市民間関係による事業内容や決算等の精査を行い、真部としての責任、市長公約であるフロントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討する。</p> <p>《財政課【要】》</p> <p>平成28年度の予算要求に向けて、交付団体の事業内容及び決算状況等の検証を行い、必要に応じて経費削減、負担金の引き下げを要請するよう通知する。さらに、予算編成方針等とその旨を盛り込み、関係各課へ再確認させる。</p>	平成27年度	—	改善取組中	

(平成26年度)		外 部 監 査 改 善 措 置 票						
ID	所管部署	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
12	市長スホーツ課 観光課 福祉政策課 生涯学習課 ちやーがん じゆう課	20	指摘事項	要	(那覇市出資団体の有無等について) 市は、市出資団体の有無とその出資比率につき、調査して明らかにする必要がある。	—	—	—
				要	(那覇市出資団体の有無等について) 市は、市出資団体の有無とその出資比率につき、調査して明らかにする必要がある。	平成27年度	—	改善取組中
13	企画調整課	24	意見	要	【ガイドライン「3 補助金の交付・見直し基準」について】 A. 必要性 必要性については既述のある補助金交付が散見された。たとえ、必要に迫られて補助金を交付している団体においても、補助金を交付する理由も、単に補助金を交付しているケースが散見された。また、同一団体内でも、補助金交付と補助金交付していないケースが散見されており、同一団体内の必要性に差がある。また、補助金の交付・見直し基準に照らして、補助金の交付が適切かどうかを判断している。また、補助金の交付・見直し基準に照らして、補助金の交付が適切かどうかを判断している。また、補助金の交付・見直し基準に照らして、補助金の交付が適切かどうかを判断している。	—	—	改善取組中
14	企画調整課	24	意見	要	【ガイドライン「3 補助金の交付・見直し基準」について】 B. 公益性 補助事業の公益性（補助金額に見合った公益性を有するかどうか）をどのように判断しているか不明なものが散見された。また、補助事業を民間団体から公募すれば足りると思われる。必ずしも行政が関与する必要があると思われるケースも存在した。	平成27年度	—	改善取組中
15	企画調整課	24	意見	要	【ガイドライン「3 補助金の交付・見直し基準」について】 C. 有効性 補助の効果については必ずしも数値化等によって測定することが困難な場合も存在する。しかしながら、そもそも補助の効果について報告を求めて来なかったケースや、明らかに補助金額に見合った効果が上がっていないケース、同一団体内の異なる事業が重複補助と見られるケースが散見された。	平成27年度	—	改善取組中
16	企画調整課	25	意見	要	【ガイドライン「3 補助金の交付・見直し基準」について】 D. 公平性 補助事業を民間団体から公募すれば足りると思われ、必ずしも行政が関与する必要があると思われ、必ずしも補助金の交付が適切かどうかを判断している。また、当該補助事業が民間団体から公募すれば足りると思われ、必ずしも行政が関与する必要があると思われ、必ずしも補助金の交付が適切かどうかを判断している。また、当該補助事業が民間団体から公募すれば足りると思われ、必ずしも行政が関与する必要があると思われ、必ずしも補助金の交付が適切かどうかを判断している。	平成27年度	—	改善取組中
17	財政課	25	意見	要	(その他の視点からの考察) 7. 申請、交付等の手続について 申請に係る書類を十分に審査することなく、漫然と補助金交付が継続しているケースや、補助事業が完了した後の実施報告を求めたいなかったケースなどが散見された。	—	2015/6/2 主庁指示函に「補助金に係る適正な事務手続きの確保について(1)取組」を策定し、補助金に係る事務手続きについて関係部署を連携の上、適切に行うよう通知した。	改善済み

ID	所管部署	頁番号	指議区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	外 部 監 査 改 善 措 置 要			処理区分
						改善計画又は改善が必要なる理由	実施期限	実施日及び実施内容	
18	企画調整課	26	意見	(その他の観点からの考察) <b>イ. 財源基盤が安定している団体への補助</b> 決定理由、補助金額を上回る助成金が出ている団体にに対し、決意事項、補助金と補助金を交付し続けているケースが存続した。また、補助対象団体における年重ごとの決算状況が異なるにもかかわらず、年度ごとに検討が加えられることなく、継続と同じ金額の補助が継続しているケースが数見された。	要	平成26年度確定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業費が個々の補助金について作成した見合った効果があるか、毎年度検証を行う。	平成27年度	—	改善取組中
19	企画調整課	26	意見	(その他の観点からの考察) <b>ウ. 団体運営補助 (人件費補助) が継続しているケースが多</b> 安易な運営費補助 (人件費補助) が継続しているケースが多教員受けられた。	要	平成26年度確定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。ヒアリングの過程で、事業費に付した補助金について、団体運営費の人件費等、具体的な内容を検証する。	平成27年度	—	改善取組中
20	企画調整課	26	意見	(その他の観点からの考察) <b>エ. 補助費</b> 補助費は原則として補助対象費の2分の1を上限とする規定にも関わらず、補助費が2分の1以内に抑えられているケ-スは少なく、補助費が2分の1を超える補助金が見られ、交付され続けており、それによって、補助金への依存が高まり、補助対象団体の自立に向けた取組みの意欲を削いでいると思われるケ-スが多数存在した。	要	平成26年度確定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。補助金運用正化チェックシートを活用し、補助率について確認する。	平成27年度	—	改善取組中
21	企画調整課 福祉政策課 ちやーがん じゆう課	27	指摘事項	(法人全体の財務諸表) 一部の社会福祉法人については、事業別、拠点別の財務諸表を作成しているが、法人全体の財務諸表を作成していない法人が複数見られた。社会福祉協議会(社協)に規定されているように、監査請求と財務諸表を作成する必要があるため、市の担当も、当該法人担当者へ是正を求めなければならない。	要	(企画調整課【要】) 平成26年度確定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画要求の際に、必要な根拠資料として財務諸表の提出を求める。	平成27年度	—	改善取組中
22	福祉政策課	28	意見	(財務諸表の会計基準の必要性) 現行法において、社会福祉法人への外部監査は義務ではない。今後、ますます日本の高齢化が進むことに伴って、社会福祉法人の公益性と社会的責任の重さが増すことが考えられる。本市が管轄内の社会福祉法人については、法人運営の透明性を確保するため、本市独自でも外部監査を課すること、を求める必要があると思われる。	不要	(ちやーがんじゆう課【不要】) 平成27年度、現行基準等に準拠している。	—	—	—
23	福祉政策課 こどもみらい い課 ちやーがん じゆう課	28	意見	(監査行政等が良好な団体等への補助金の見直し) 収益性が保証されているが、財政基盤が健全な団体等については、補助金交付の必要性につき再検討が必要である。	不要	(監査行政等【不要】) 本市からの補助金は、法人の収益事業とは別の事業への補助であり、本市からの補助は必要であると考える。	—	—	—

ID		所管部署	頁番号	指摘区分	(平成26年度)		外 部 監 査 改 善 情 報	置 票	実施期原	実施日及び実施内容	処理区分
					指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由		平成27年度		
24		福祉政策課 こどもみらい 課 ちやーがん じゆう課	30	意見	(内務留保の観点) 調査結果から、ほぼ9割の団体内等(56件中51件が該当)で補助金を上回って翌年度への内部留保があることが伺える。ただしこれは、単に内部留保があるとの結果であり、現金預金等の資金の裏付けがあることとは別の話になる。仮定なら、多額の固定資産を保有している場合は想定されるからである。	要	(福祉政策課【要】) 内部留保金の保有目的等を確認し、補助金額の交付を行う。  (こどもみらい課【不要】) (意見の内容が、現金資産と固定資産の合計額が、補助金額を超えて留保されているという意味であるとして)認可保育園運営が社会福祉法人は、原則として土地・施設等を自己保有することが要件として設立が認可されているため、固定資産を保有していることが一般的でありまたその必要がある。これに加え、現金資産には施設の営業費用、退職金の積立資金などがあり、これらを合計すれば補助金の支出額を超えることはあつう。  (ちやーがんじゆう課【不要】) 当該事業所における繰越金については、特定施設入居者生活介護のサービス提供時に給付される介護保険料から成るものであり、これに列し経営体制上、役員報酬等の支出が少なく人員費等が33%と同様の事業所の平均44%と比較し大幅に抑えられるという自助努力によってもたらされたものである。平成27年度補助金においては、市の財政事情を鑑み減額を行ったところであり、今後とも市役の適正な執行を念頭に予算措置をしていく。	平成27年度	—	改善状況中	
25		福祉政策課 こども政策 課	33	意見	(社会福祉法人 さらさら余の経常増減差額率 (Δ09.22%) について) 1. 経常増減差額率の算出方法は、(経常増減差額率) = (経常増減差額) ÷ (経常増減差額の算出対象となる金額) × 100 (経常増減差額は、経常増減差額の算出対象となる金額から、経常増減差額の算出対象となる金額の発生した費用の収益に占める割合では、一番大きな項目として人員費73.6%、次に事務費25.7%、続いて事業費15%、当課3項目の費用で全体の収益を超過している。前項も当課も2期連続の赤字であるので、当法人を管理している本市は、収益増加または費用削減するよう、さらさらなる改善改善を求める必要がある。	不要	(福祉政策課)こども政策課 建物の劣化による保育費増大が竣工され平成25年度竣工した。この増大を事業における費用や新規取得財産の減価償却費等が事業活動計画策定に反映しているが、保育所増設等に際して保育費負担を減らすことで保育所運営費収入は増え、保育園運営についての資金繰りについては問題ないと考えている。	—	—	—	—
26		観光課 こどもみらい 課 ちやーがん じゆう課	33	意見	(収益性又は効率性が高い団体先における補助金交付の必要性について) 収益性が安定しており、財政基盤が健全であるならば、補助金を支給する必要性は低いと考える。	不要	(観光課【不要】) (一七)加地運航協議会の平成25年度決算書において同年度の費用とされず、26年度決算書において計上された費用があることなどにより高い赤字率になっているが、修正後のものによる計算結果は収益性100%、効率性1.33%程度であり、「財政基盤が健全」とは言い難い状況にある。  (こどもみらい課【不要】) 那覇市の補助金に関するガイドラインによれば、交付先の繰越金等内部留保を観点とした適否判断の対象となる補助金は「団体運営費補助」とされていることから、各種補助金は次のように適否判断の対象外となる。 ①私立保育園運営費負担金は、市の公共施設とされている保育を市に代わって行う社会福祉法人に交付される負担金であり、負担金の額も5割未満により決定されている。 ②私立保育園に対する特別事業補助金を初めとした一連の補助金は、本市が政策的に必要と判断した保育事業を広く実施するために拠出する繰越金補助金である。  (ちやーがんじゆう課【要】) 経費老人ホームは、業務又は低額な料金で入所させることを目的とした施設で、市が費用負担することによる入所者の負担が軽減されるものであり、委員としては利用が促進されるものである。当該補助金を凍結することには事業の進展に阻害される。また、補助金については規定のサービスクラス料が別途指定されている。このため、補助金を凍結することには、事業の進展に阻害される補助金が凍結される。また、当該施設が特定施設入居者生活介護施設である。当該施設は、開設当初は、職員報酬を支払うことが必要であり、職員報酬を支払うことがなく、職員報酬を支払うことがないという自助努力によって削減されたものであり、平成27年度補助金においては、市の財政事情を鑑み減額を行った。	平成29年度	—	改善状況中	
27		観光課 福祉政策課	34	意見	(収益性がマイナスの団体先について) 過去の経営増減差額率の団体先については、直ちに法人経営の安定性を担保する必要がある。社会福祉法人を管理している本市の立場から、費用の削減等、さらなる改善改善を求める必要がある。	要	(観光課【要】) 団体と協議しながら過去の支出状況等を検証し、費用削減策や自主増額の比率を定める方法について検討する。  (福祉政策課【不要】) 社会福祉法人の指導監督を確保する事業所運営費は毎年、それ以外の法人は2年に1度行っており、赤字の法人に対しては改善改善を求めている。	—	—	—	—

ID	所管部署	取番号	指議区分	招請事項又は委員の内容	改議の必要性	外 部 監 査 改 善 措 置	実 施 期 限	実施内容及び実施内容	処理区分
28	福祉政策課 チャージャ じゅう課	37	意見	(社会福祉法人の役員報酬等について) 社会福祉法人の役員報酬には一般職員の人事費だけでなく、理人・理事などの役員報酬や施設維持費等の報酬も含まれているの事案などがあり、本市が報酬としており、かつ補助金を交付している団体先等に係る役員報酬等についても、不相当に高額でないかな等の検証をすることも必要である。	不要	(福祉政策課【不要】) 当議法人の役員報酬は一般職員の給料よりも低額であり、不相当に高額だとは判断されない。	—	—	—
29	観光課	38	意見	(社)那覇市観光協会の自己収益比率(72.46%)について) 協賛金と寄附金による収益率は、27%であり下巻の2 団体に比べると低い。協賛金と寄附金以外の収益率は、協賛金と寄附金に比べて低い。また、団体の自立性を確保する観点から、参加料の取扱いにより自主財源を確保する必要がある。	要	自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。	平成29年度	—	改善取組中
30	観光課	39	意見	(一社)那覇市観光協会の自己収益比率(9.41%)について) 補助金と寄附金で収入の9割を占めている。あまりに補助金と寄附金に依存しており、補助金や寄附金に依存している状態は厳しい。また、団体の自立性を確保する観点から、参加料の取扱いにより自主財源を確保する必要がある。	要	機材等の販売、関連商品やロゴの作成・活用等の自主財源確保策について検討・調整する。	平成29年度	—	改善取組中
31	観光課	39	意見	(社)那覇市観光協会の自己収益比率(0.01%)について) 収益の内訳をみると、収入のほぼ全てが補助金である。補助金が懸けられれば組織としての存続は見込めないと考えられる。補助金頼りの運営体制を改善し、早急に、イベント事業に係るグッズ商品の販売等、団体の自主財源確保に取組むべきである。	要	平成25年度は、ハリー会館建設補助金が少なかったことから低い数値になっているが、今年度は10%前後である。さらに自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。	平成29年度	—	改善取組中
32	総務課	53	指議事項	(那覇市町村社会負担金) 那覇市長としての当該負担金の必要性、有効性について、有効性を示し、市長に説明する必要がある。また、必要性、有効性がほとんど無いと認められる場合は、廃止(設置)も併せて検討すべきである。	要	負担金の必要性・有効性について、那覇市町村会との調整及び本市関係機関による事業内容や状況等の精査を行い、県都としての責任、市民協約であるフロントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討する。	平成27年度	—	改善取組中
33	総務課	54	意見	(那覇市町村社会の役割について) 那覇市町村社会単独で設置する必要性がほとんど認められないことと考えられることから、広域3 団体の統合も視野にいれて組織の見直しを進めるべきである。	要	広域3 団体それぞれの設置趣旨、事業内容を検証し、事務事業の整理、統合等について調査研究を行う組織づくりについて取組んでいく。	平成27年度	—	改善取組中
34	総務課	54	意見	(防災調整基金について) 市は、那覇市町村社会に対して、職員退職金としての預立てであれば規定を設けず、退職給付引当資産として毎期必要額を積み立てるよう求めるべきである。	要	当該預立基金に職員退職金に併行預立てが計上されているのであれば、退職給付引当資産への計上も、必要な措置を講じるよう求める。	平成27年度	—	改善取組中
35	総務課	55	意見	(防災行政無線(デジタル・アナログ)電波利用料、MCA 無線電波利用料) 市は、市内における防災行政無線等の効果も効果も弱く、必要箇所は削減し、必要箇所は整備を進める必要がある。また、必要箇所は削減し、必要箇所は整備を進める必要がある。	要	防災行政無線は、災害時に屋外で活動している方への主要な災害情報伝達手段の一つであるため、市民の安全・安心確保を図る観点から継続整備の調査を実施する。	平成27年度～	—	改善取組中
36	市民保障課	58	指議事項	(地方自治電子化協議会関係負担金) 市における必要となる普及促進を図るべく、制度のPR 等が必要である。負担金のうち大きな金額を占める運用経費負担金については、負担額と受益の程度について運用検証し、地方自治電子化協議会に対し負担金減額の要請をすべきである。	不要	金地方公共団体を会員とする地方自治電子化協議会(以下「協議会」)の運営するLITAX(クラウドシステム)の本市における利用促進については、申告・申告書提出や特別徴収義務者に対する通知や封筒のLITAXによる申告・提出が出来る旨の啓発を継続する。協議会を通じて全国一斉広域月間を設け、また電子申告ソフトの利用方法のスマートフォンを住民士会等の説明会で活用する事業計画を承認する。	—	—	—



ID		頁番号	指図書区分	指図書事項	指図書事項又は意見の内容	改善の必要性	外部監査改善措置	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
37	市民生活安 全課	61	指図書事項	指図書事項	(那覇市保安防護費等事業補助金) 保安灯設置と犯罪被害の関連や、また、設置団体のからのアンケートを取ること、補助金の効果の検証が必要である。学政周辺の通学路になっており、人家のほとんどと無きような場所にも設置が促進されるよう、市の働きかけが必要である。	不要	改善計画又は改善が不要な理由 保安灯の設置目的としては、夜間における犯罪の防止とともに、市民の安全な通行を図ること大きな目的となっており、安全で安心な地域づくりの貢献している事業である。効果の検証については、実施報告書において事業成果を記載できるようにしており、当事業課が地域の防犯を維持促進する上で重要であることが確認できる。また、設置箇所については、申請する自治会等とも相談しながら、優先順位を決定している。	—	—	—
38	市民生活安 全課	67	意見	意見	(那覇市自治会保安灯電気料相当補助金) 公営住宅の観点から、補助金額に見合った効果が十分に期待できるとは考えられないこと(有効性の観点)、他の団体等との間で公平性が保たれていること(公平性)の基本的な視点が重要(保安灯を設置した)特定の自治会等一部の住民の負担費用等に充てられるのは公平性の観点から問題があると述べられているので、補助目的を電気料補助として改めるべきである。	要	平成25年度から実施している当該事業は安全安心を図りながら、自治会の活性化を図ることを目的として行っている。自治会活性化の為、事業の拡大実施を促しているところであるが、電気料還元による自治会の負担軽減を図ること自治会の活性化に資していることから、今後は申請自治会等との意見交換を行いながら電気料補助への移行を検討していく。	平成27年度	—	改善取組中
39	まちづくり 協働性連携	71	意見	意見	(那覇市自治会緊急災害対策補助金) (自治会の加入費) 今後、どのようなように参加しやすいうち自治会を構築していくか自治会のあり方も含め検討が必要であろう。	要	平成26年度市民意識調査からもわかるように、自治会の活動や存在を知られていないケースが多いことから、広報活動の充実を促し、参加しやすい自治会の構築を支援する。 また、那覇市自治会連合会連合会研修会等で検討された加入拡大に向けた取り組みを支援する。	平成27年度	—	改善取組中
40	まちづくり 協働性連携	72	指図書事項	指図書事項	(那覇市自治会緊急災害対策補助金) (自治会の決算書の様式及び市の業績報告書に対するチェック体制) 市の自治会は、財政支援が、補助目的に沿ってどのようなように支出されているかについて決算書等を用いて市民に明らかにし、各団体の決算内容や事業の実施状況について透明性を確保することは、支援を受けている側の当然の責務といえる。決算内容について市の事後チェックも必要であり、そのためには、チェックが容易になるよう自治会の決算書の様式を統一すべきである。	不要	那覇市自治会連合会連合会事業補助金の精算に係る決算書については、様式を定めており、決算内容について、市の事後チェックが容易に行えるようになっている。	—	—	—
41	まちづくり 協働性連携	77	意見	意見	(那覇市自治会緊急災害対策補助金) 交付団体については、補助目的に沿って使用が図られているか、市の定期的な検証が必要である。	要	補助目的に沿った使用が図られているか確認し、必要に応じて検証を行う。	平成27年度	—	改善取組中
42	まちづくり 協働性連携	78	指図書事項	指図書事項	(那覇市自治会緊急災害対策補助金) (自治会の決算書の様式及び市の業績報告書に対するチェック体制) 市の自治会は、財政支援が、補助目的に沿ってどのようなように支出されているかについて決算書等を用いて市民に明らかにし、各団体の決算内容や事業の実施状況について透明性を確保することは、支援を受けている側の当然の責務といえる。決算内容について市の事後チェックも必要であり、そのためには、チェックが容易になるよう自治会の決算書の様式を統一すべきである。	不要	那覇市自治会連合会連合会事業補助金の精算に係る決算書については、既に様式を統一している。 また、自治会活動の活性化を図る観点から、基本フォーマットを提示しており、補助金等の収入に関しては、自治会の決算書に明確に記載するよう指導し確認している。	—	—	—
43	まちづくり 協働性連携	80	意見	意見	(那覇市コミュニティ助成事業補助金) 今後も当初の目的どおりの利用がなされているか定期的な検証が必要である。	要	補助目的に沿った使用が図られているか確認し、必要に応じて検証を行う。	平成27年度	—	改善取組中
44	まちづくり 協働性連携	84	指図書事項	指図書事項	(那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金) ・補助金の成果について 今後、市はこれらの目的どおりに達成されているか、具体的な指標(なり)成果を公表する必要はある。	要	当協議会は、那覇市協働大使の発起(づくり)を支援することを目的に活動している団体のため、その成果や具体的な指標を特定することが難しい。しかしながら、実績や取組みについては、既に同協議会や市の広報誌等で公表しており、今後も広報をさらに充実させるよう、支援していきたい。	平成27年度	—	改善取組中
45	まちづくり 協働性連携	84	意見	意見	(那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金) ・補助金の使途について 今後、まちづくり推進協議会の収支報告書については、補助金の目的に沿って支出されているかどうか、市による毎月の検証が必要である。	要	那覇市補助金等交付規則及び那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金交付要領に従い、毎半年において、使用目的、使途等について常に確認を行っている。(実態)	—	—	改善済み

ID	所管部署	頁番号	指通区分	(平成26年度)		外 部 監 査 改 善 措 置 票		実施日及び実施内容	処理区分
				指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が必要なる理由	実施期限		
46	文化振興課	90	指摘事項	(那覇市文化協会)における収支決算の状況及び市のチェック体制 自主事業と那覇市文化協会としての事業であるから、協会全体の決算書に自主事業に係る収支を計上すべきであり、自主事業の人事料等の取り扱いについても言及として、市による買戻金等のチェクが必要である。	要	文化協会における収支の在り方を検討されることにより、自主事業の人事料の取扱いについても規定を設けさせる等、継続して協議・指導を行い、見直しを図っていく。 決算書において補助金の使途等を確認していく。	平成28年度	改善策組中	
47	文化振興課	91	指摘事項	(那覇市文化協会)に対する補助金のあり方 決算内容等の収支報告に不備もあることから、適切な収支報告書であるかどうかの検討があるが、平成25年度の収支決算書によると収支差額金が約70万円あることなど、協会が支出する補助金の使途を含む収支の内容について再度調査した上で、市の補助金額の妥当性、必要性を再検討すべきである。	要	平成25年度より市からの受給事業の件数が増えたことにより収支差額が増えた。適切に収支報告書の指導を行い、自立に向けて今後の収支状況を見極めながら、補助金ガイドラインに沿って適正化を図っていく。	平成28年度	改善策組中	
48	商工農水課	93	指摘事項	(那覇市農業振興対策補助金(那覇市農業振興事業 ヒートハウス設置補助)) 当該補助金の効果はどれくらい達成されているか判断するたための指標の整備が不十分である。生産額がどれくらい増加している、本市農業の農業生産性の向上及び所得の増大に繋がっているのか判断できない。補助金の成果を判断するためにも、判断指標の整備が必要である。	不要	ヒートハウス設置補助事業については、平成26年度で終了している。事業終了後は5年間にわたって年度毎に実績状況報告書を出していることとなっており、その報告で指標の進捗状況を確認している。	—	—	
49	商工農水課	97	指摘事項	(水産物流通支援事業補助金(市漁マゴロ等水産物流通支援補助金)) 当該補助金の効果はどれくらい達成されているか判断するたための指標の整備が不十分である。どの程度補助目的が達成されたか、判断できるように成果指標の整備が必要である。	要	この事業では、マゴロの認知度向上及びマゴロの消費拡大を図り、本市水産物の振興に繋げることを目的としている。そのため消費者にマゴロに触れる機会を増やすことが重要と考えており、マゴロの認知度向上に繋がるようなイベント・補助事業を企画している。そのことからイベントへの来場者数が増加・安定することが、市魚マゴロの認知度向上、消費促進に繋がると考えられる。そのため成果指標をイベントの来場者数とする。	平成27年度	改善策組中	
50	商工農水課	97	意見	(企業立地促進連携補助金) 補助金ガイドラインによれば、「補助が長期にわたる場合や、特定の相手方への補助が常態化している場合がある。公益性や、他団体との公平性の観点に立ち、個別に事業内容等を審査する」とされていることから、今後の審査の厳格性も含め、毎年、必要性の見直しが必要である。	要	本市が全国有数のマゴロ産地であることや、市の魚がマゴロであることを各種イベント等で周知を図っているが、認知度がまだ低い事業継続の必要性を感じている。事業の継続については、実績報告書により成果目標の達成状況を把握して検討することとしている。	平成27年度	改善策組中	
51	商工農水課	99	指摘事項	(企業立地促進連携補助金) 補助金交付目的である、企業立地と市内の産業振興との関連性について一考が必要であることは分かる。しかし、法人役員等対象額は、平成25年度で約16億円であり、補助額は多いと他地域の指標(例えば、市上巻)の整備が必要である。また、那覇市産業振興課については、事業所の移転、廃業、従業員の退職等が複数発生しているため、補助金の交付先団体での就業実態についての調査も必要であろう。	要	助成金を交付した団体の財務状況を確認するため、那覇市企業立地促進連携補助金交付申請書第6巻(申請書)等に新たに前年度決算書の添付を要件に追加する。	平成27年9月31日	改善策組中	
52	商工農水課	101	指摘事項	(企業立地促進連携補助金) 補助交付要綱に定める交付先からの入手資料について 交付先団体の事業の継続性等を財務面からも判断するために、原則として、団体の決算書等の提出も交付要件に加えるべきである。	要	助成金の交付を申請する団体の財務状況を把握するため、那覇市企業立地促進連携補助金交付申請書第6巻(申請書)等に新たに前年度決算書の添付を要件に追加する。	平成27年9月31日	改善策組中	
53	商工農水課	104	指摘事項	(那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくり事業補助金) 那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくりに対してどのよう効果があるのか、具体的に市民に対して啓発する必要がある。	不要	平成25年度で終了したため改善不要。国の採択した事業案に対する補助を行ったことである。採択事業案においては、本市の観光の振興であったナイトカルチャー創出の取組(移動式シアター)づくりに資し、平成26年度には、採択事業者が取組を完了したナイトカルチャーイベント(TEE! TEE! TEE!)を開催し多くの観客を行った。現在も新たな計画を行っている状況であり今後も期待されていることである。	—	—	

外 部 監 査 改 善 措 置 票		票 置		票 置	
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善事項又は意見の内容
54	商工農水課	106	指摘事項	(中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業補助金) 当該補助金の目的がどの程度達成されているかどうかについて の成果指標の作成が必要である。県外・海外向けへの出張 車に出発費用を補助するのみでなく、出張に向けての出張 整理等のサポートも別途必要であると考え、もともとと 準備費及び出張補助金が主である「沖縄大交流会」との連 携も必要ではないかと考える。	成果指標を測るために、平成27年度の業績項目に業績報告に加え、出張 後の開業に関する成果報告書の提出を義務付ける。市外・海外向けへの出張 費については、今後さらに関係機関と連携して、サポートにつながる支援を 検討する。また、助成対象事業に「沖縄大交流会」への参加も追加した。
55	商工農水課	109	指摘事項	(那覇市離島連携事業補助金) 県の一環交付金を活用して実施しているが、補助金の事業費 額及び執行率ともに低いものとなっており、事業効果が低 い。市の負担を少なくするためには、本補助金の申請 自体に問題があるのではないかと考える。	平成28年度で事業が終了したため、改善不要。 平成24年度の事業開始から25年度までの3年間で延べ約10,000人の那覇 市民が離島に旅行したことになる。本事業の趣旨である「離島理解」や 「人的・物的交流」を大きく進めることができ、那覇市と那覇・空路で結ばれて いる近距離の連携をさらに強固にしたことも考え、事業効果が低いと 感じる。旅行が中心であるが、当風等の天候不良による船便の欠航や、夏場に 利用が集中した等の理由で、利用出来なかった等の外的な要因であり、利 用希望者は多くニーズも高かったものと考え、当該としては、執行率のみで 事業効果が低かったものと考えない。
56	なまはまな か振興課	113	指摘事項	(那覇市環境まちづくり支援基金事業補助金) 当該補助金の目的がどの程度達成されているかについての成 果指標の作成が必要である。	当該補助金の申請書において、成果指標(目標値)額を設定する。また、 事業報告書の様式においても成果額の記載を義務付け、達成状況の確認を行 う。
57	なまはまな か振興課	114	指摘事項	(那覇市環境まちづくり支援基金事業補助金)・補助率に ついて 当該補助金の補助率は90%と高率である。中心市街地活性化 は市の重要施策のひとつであるが、他の補助金との関係性や 公平性の観点、また財政上の観点からも、補助金ガイドライ ンに沿った補助率の見直しが必要である。	当該補助金の対象団体が活動する中心市街地は、戦後、那覇の副都心として、 商品やサービス提供の場であることを踏まえ、地域の暮らしを支える生活基 盤として多様なコミュニティ機能を担い、昼間で活気ある空間を創出しなが ら、まちの活力として地域経済の発展に大きく貢献してきた地域です。しか し、近年では、都市機能の分散、自動車化の進展、大型商業施設の増加、 高齢化等の社会構造の変化、観光客の急激な増加など、まちづくりを取り 巻く環境は大きく変わり、商品構成やサービスの変化から、那覇市民の まちづくりへの関心も高まっています。 中心市街地活性化は、市全域及び周辺市町村へ多大な影響を与えることか ら、当該地域の活性化支援は本市の重要施策として実施してまいります。 対象団体は、これらまちづくりのエリアの中心活動主体であることから、行 政の連携などにより取り組むことが望ましいと見られ、現行の補助率を維持し、高率補助 率となつてまいりました。また、当該補助金の財源は、中心市街地活性化に向けた 事業を行う者を支援するために設立した「那覇市環境まちづくり支援基 金」及び沖縄振興特別推進交付金を活用しており、本市の財政に負担を与 えるものでないことから、上記理由も含め、当面は現行の補助率を維持して まいります。
58	なまはまな か振興課	114	意見	(那覇市環境まちづくり支援基金事業補助金)・実績報告 書の事後チェックについて 実績報告については、資金使途も含め、定期的な検証が必要 である。	当該事業については、補助金の交付に必要な証拠書類は厳格に審査しており、交付 の手続き上の問題は発生しておりません。その証拠書類の審査に際して関係各 団体の関係者から説明を受けるなど、監査担当に口頭で回答しておりますが、その 詳細については、確認を事後に正確な報告書をもとに、使途も含め確認し ており、交付手続き上、検証問題は発生しておりません。また、使途も含め確認し ており、交付手続き上、検証問題は発生しておりません。
59	観光課	127	意見	(ストリートダンスバトルin 国際通り観光客事業) 公募制を導入したため、参加者の団体が参入することは できなくなりましたが、補助金の真正性を確保し、安心して 公募制で参入している。また、補助金の真正性を確保し、安心して 公募制で参入している。また、補助金の真正性を確保し、安心して 公募制で参入している。	当該事業に対する補助金については、平成28年度 を最後に廃止した。
60	観光課	127	指摘事項	(ストリートダンスバトルin 国際通り観光客事業)・補 助金の効果 市の所管課としての検証結果では、「補助金の有効性について は、参加者及び観客数が少なく、観光誘客への効果は十分 に発揮できていない」として、補助金の廃止を含め検討が必要」と の指摘がなされている。 本補助金による観光誘客効果は低いと思われる。市の所管 課の負担も増大しているように、本補助金の廃止を含め検討 する必要がある。	当該事業に対する補助金については、平成28年度 を最後に廃止した。

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 (平成26年度)	改善の 必要性	外部監査改善 改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
61	環境政策課	131	指摘事項	【那覇市住宅用太陽光発電システム補助金】 当該補助金の目的は、太陽エネルギー利用システムの導入を促進することにより、地球温暖化防止を図ることにも、市民がエコライフを推進するものであるから、これらの目的が達成の程度達成されているかを判断しうる成果指標の掲げが必要である。また、平成26年6月に改訂された、「第2次那覇市環境基本計画」に合った取り組みも求められる。	要	太陽光発電システム導入補助事業は、H26年度の年度中途(7月頃)に沖縄電力の接続関係問題により、新居の申請が見込まなくなっているため、当面中止し、H27年度からは住宅用エネルギー設備導入促進補助事業として、補助金利用システムとエコキュート(家庭用ヒートポンプ給湯器)の設置費用を補助対象とし、引き続き地球温暖化防止に貢献する。 第2次那覇市環境基本計画における新エネルギー導入と省エネルギー推進は、温暖化対策としての各主体が取組み、関係相互の連携を図りながら計画を推進する。 なお、成果指標については、環境基本計画における本件の設置効果ガス排出量(温室効果ガス削減率)を指標として、H27年度を基準年度とし、H28年度(H30年度)には、基準年度より5%削減する改善目標を掲げている。 また、温室効果ガス削減量は毎年年度公表し、進捗管理を行っていくこととしている。	平成27年度	—	改善取組中
62	環境政策課	135	指摘事項	【屋上・壁面緑化助成金】 那覇市温室効果ガス削減にもあるように、当該補助金の事業の執行等がかなり遅い。また、事業実施に伴う成果について事後対応が必要である。	要	事業実行率(H25年度54.8%、H26年度63.8%)は、H23年の東北大震災の影響等により、建物への負荷や経済状況もあり、目標値を達成できていない。 また、建築物における屋上・壁面緑化は、一定程度の普及が進んでいることあり、H26年度に第4次那覇市総合計画において設定した目標値(H24年度16,000㎡、H25年度26,000㎡)であるが、H15～H26年度までの実績は14,788㎡であり、実績生も考慮しながら、目標値の見直しも必要であると考えている。 今後は、助成対象の見直しを含めた事業のあり方を再検討するとともに、住宅新築や既存マイアを活用するなど、広域活動の改善を行なうことから、手帳に取り組み始める緑化モデルを模倣し、各イベントでの事業PRを推進する。	平成27年度	—	改善取組中
63	環境保全課	138	意見	【那覇水鳥・湿潤センター管理運営協議会(負担金)】 市入手の協議等に比べれば、利用者数の増加など、負担金支出の効率が認められる。引き続き同センターの有効利用を図られるよう、市としても那覇市民及びセブセンターに對する働きかけが必要である。	不要	＜対那覇市民＞ ・市民の友などの広報紙はもとより、渡瀬・水鳥湿地センターのパンフレット等を供覧し、各支所の窓口等に積極的に配布及び配布し、あらゆる機会を通じて、市民の利用促進が図られるよう情報提供に努めている。今後とも引き続き働きかけを行う。 ＜対セブセンター＞ 毎月1回、担当者会議を開催し、意見交換をしておき、観光客の積極的誘致のため、広報活動や広域媒体の活用方法など、両直、両直、センター利用増の提案を行っている。	—	—	
64	環境保全課	138	意見	【那覇水鳥・湿潤センター管理運営協議会(負担金)】 「負担金」などの正式な文書はないことである。負担金の額が変動する割合などには留意し、正式な管理費を作成することを目指す。またセブセンターの運営費についても適正化が図られるよう、市としても毎年検証することが必要である。	要	・那覇水鳥・湿潤センターの運営の適正管理の面から、負担金の設定に関し、必要の必要項目を整理している。この件につき去った3月の理事会において提案し、引き続き担当者会議の場で議題に挙げて協議していくことを確認した。各構成団体の事情を踏まえ、短じたセブセンターの事例を参考にしながら、調整等の検討が望ましいと検討する。 ・センターの運営費については、毎年那覇市、意見館市の会計管理者による監査を行い、那覇市自然環境事務所、沖縄県環境部、那覇市、意見館市の4機関で構成される会計管理運営協議会の場において、予算・決算書の承認がなされている。	平成27年度	—	改善取組中
65	福祉政策課	142	指摘事項	【那覇市社会福祉協議会補助金(ふれあいのまちづくり事業)】 専任相談員による相談業務については、那覇市の法律相談への応答又は法分署や時間外等の働きかけを速くすることにより、削減又は廃止することを検討すべきである。	不要	当該事業は相談後の福祉面からのアウトリーチへつなげていく目的であり、市の法律相談又は働きかけが速くことから、削減又は廃止はなじまないものと考えられる。	—	—	—
66	福祉政策課	143	意見	【那覇市社会福祉協議会補助金(ボランテア活動事業)】 緊急性・専門性がさほど高くなく分断については、公募制を導入して他団体に移譲するなどの方法を検討すべきである。	不要	ボランティア展開事業については、当該法人以上にノウハウを有する団体はないと考えられる。また、当該法人がボランテアセンターが市社協へ設置されることを鑑みても、市社協が行うべきであると考えられる。	—	—	—
67	福祉政策課	144	指摘事項	【那覇市社会福祉協議会補助金(貸付事業)】 生活福祉資金貸付事業のうち助け合い金庫貸付事業については、重慶心身障害者医療等貸付事業は、対象者の方々の医療受診に伴う手配等の負担軽減を目的とするとは、国保制度上の財政的負担の問題を解消するため実施してきた経緯があり、当該法人による当該貸付事業を現状のとおりに継続し、誰もが生活の向上に努めていきたい。	要	(改善要) 生活福祉資金貸付事業の助け合い金庫貸付事業については数年來実績がないことから、当該法人と原価を協議していく。 (改善不要) 重慶心身障害者医療等貸付事業は、対象者の方々の医療受診に伴う手配等の負担軽減を目的とするとは、国保制度上の財政的負担の問題を解消するため実施してきた経緯があり、当該法人による当該貸付事業を現状のとおりに継続し、誰もが生活の向上に努めていきたい。	平成27年度	—	改善取組中

(平成26年度)			外 部 監 査 改 善 措 置 要			実 施 区 分			
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	実施区分
68	福祉政策課	147	指摘事項	(都庁保健医療部保健課) 補助金の金額について、前那覇市町村会が決定し、算出した金額を交付するという方法が、その算出根拠の合理性の検証がなされぬまま常態化しており、適格な補助金が交付されている方法を取るか、又は、仮に今後とも同方法によるのであれば、少なくとも那覇市が独自にチェックを及ぼし、補助金交付の必要性や程度(金額)を検証し、改善要求ができる体制を構築すべきである。	不要	当該団体への加入者が事業の自治体であることから、前那覇市町村会での議論の上、各自治体の負担割合を決定することは適当と判断しているが、当該団体の収支決算をチェックする中で、不適切な事例があれは、速やかに改善要求していく。	—	—	—
69	福祉政策課	151	指摘事項	(都庁保健医療部保健課) 補助金の交付については、補助金の運用及び補助金額の決定を行うべきであり、補助金交付後において、当該団体の収支決算等のチェックをより厳しく行うべきである。また、補助金の交付については、補助金の交付の目的を多岐に受けている団体については、たとえ事業が異なるにしても、補助金の交付の目的を多岐に受けていることは控えるべきである。	不要	交付団体が提出した当該補助金の申請報告書及び報告書を確認している。申請報告書では、当該団体の収支決算も参考にするが、当該団体の収支決算は、補助金の交付に直接関係している等の事項により当該補助金の交付の対象外とすることは考えていない。	—	—	—
70	福祉政策課	154	指摘事項	(都庁保健医療部保健課) 補助金の交付については、補助金の運用及び補助金額の決定を行うべきであり、補助金交付後において、当該団体の収支決算等のチェックをより厳しく行うべきである。また、補助金の交付の目的を多岐に受けている団体については、たとえ事業が異なるにしても、補助金の交付の目的を多岐に受けていることは控えるべきである。	不要	当該事業の必要性を認めており、27年度補助金は国の補助金を活用できたことから、現時点では見直しは考えていない。	—	—	—
71	障がい福祉課	157	指摘事項	(都庁保健医療部保健課) 補助金の交付については、補助金の運用及び補助金額の決定を行うべきであり、補助金交付後において、当該団体の収支決算等のチェックをより厳しく行うべきである。また、補助金の交付の目的を多岐に受けている団体については、たとえ事業が異なるにしても、補助金の交付の目的を多岐に受けていることは控えるべきである。	要	平成27年度は事業費補助とすることで、平成27年度の事業計画書を求め、内容確認を行った。当該団体は、市庁内の関係部署の連携を要請している団体であり、市庁内での連携は、当該団体の会費を削減し、市内に於ける活動の活性化に貢献している。その結果として、当該団体の活動が活性化し、市内に於ける活動が行われることが期待できると考え、公募にはとまらぬと判断した。	平成27年度	平成27年度からの事業費補助への切り替えを通知した。	改善取組中
72	ちやーがんじゆう課	160	指摘事項	(都庁保健医療部保健課) 補助金の交付については、補助金の運用及び補助金額の決定を行うべきであり、補助金交付後において、当該団体の収支決算等のチェックをより厳しく行うべきである。また、補助金の交付の目的を多岐に受けている団体については、たとえ事業が異なるにしても、補助金の交付の目的を多岐に受けていることは控えるべきである。	要	シルバークンセンター事業に対する国の補助金の考え方は、国が公共団体の運営補助を行うことが前提とされ、市の補助金が国の補助金算定と相違性が生じ、運営補助金から事業補助金に切り替える事でシルバークンからの補助金に与える影響が不明瞭なため、厚労省にも確認を求めながら、改善の努力をしたいと考えておられる。	平成27年度	—	改善取組中
73	ちやーがんじゆう課	162	指摘事項	(都庁保健医療部保健課) 補助金の交付については、補助金の運用及び補助金額の決定を行うべきであり、補助金交付後において、当該団体の収支決算等のチェックをより厳しく行うべきである。また、補助金の交付の目的を多岐に受けている団体については、たとえ事業が異なるにしても、補助金の交付の目的を多岐に受けていることは控えるべきである。	不要	軽費老人ホームは、無料又は低額な形態で入居させることを目的とした施設で、市が所有料の一部を補助することで入居者負担が軽減されるものであり、市は補助金を交付することで、国の補助金を補助金算定と相違性が生じ、運営補助金から事業補助金に切り替える事でシルバークンからの補助金に与える影響が不明瞭なため、厚労省にも確認を求めながら、改善の努力をしたいと考えておられる。	—	—	—
74	健康増進課	166	意見	(都庁保健医療部保健課) 補助金の交付については、補助金の運用及び補助金額の決定を行うべきであり、補助金交付後において、当該団体の収支決算等のチェックをより厳しく行うべきである。また、補助金の交付の目的を多岐に受けている団体については、たとえ事業が異なるにしても、補助金の交付の目的を多岐に受けていることは控えるべきである。	要	—	—	—	改善済み
75	健康増進課	169	意見	(都庁保健医療部保健課) 補助金の交付については、補助金の運用及び補助金額の決定を行うべきであり、補助金交付後において、当該団体の収支決算等のチェックをより厳しく行うべきである。また、補助金の交付の目的を多岐に受けている団体については、たとえ事業が異なるにしても、補助金の交付の目的を多岐に受けていることは控えるべきである。	要	—	—	—	改善済み

(平成 2 6 年度)		外 部 監 査 改 善 措 置 票		要 素		処 理 区 分	
ID	所 管 部 署	頁 番 号	指 摘 区 分	指 摘 事 項 又 は 意 見 の 内 容	改 善 の 必 要 性	改 善 措 置 又 は 改 善 が 不 要 な 理 由	実 施 日 及 び 実 施 内 容
76	地 域 保 護 課	171	意 見	(特定不妊治療費助成金) 特定不妊治療の届書、妊娠に至ったケースについては、夫婦のプライバシーなどもあり、市としては把握してほしくないとの声があったが、事業実績については、県とも連携して把握する必要がある。市としても独自の「不妊相談センター」設置が必要か否か検討されたい。	不要	特定不妊治療の届書、妊娠に至ったケースについては、市が作成した者として「不妊相談センター」のH26年度における本市の相談者数は、確認が取れている分では37件であり、専門職、人材の確保、適切な相談回数等の確保、事業内容の充実について検討した結果、県のセンターを活用することが不妊に悩む方々への保健サービスの充実につながるかと考え、市独自の設置は不要。	—
77	こども政策課	174	指 摘 事 項	(児童クラブ運営補助金) 市は、決算日間の暫定の事業収支決算書の提出を求められているが、3月末日までの事業者の事務負担及び事業者間の公平性を考慮すると、決算書は3月末日の決算日のもの提出とし、提出期限も4月の早期の提出へと訂正すべきである。	不要	決算後児童クラブへの運営補助金については、郡市補助金等交付規則第15条に基づき、分割して事前に繰上交付している。繰上払による支出は地方自治法施行令の運用となり、繰上払した年度内(3月末日)までに精算することになっている。 また、運営費の片割は補助金だけでなく、保護者負担もあり、補助金の使途が明確であることから、県・県補助金権章の期限や郡市補助金規則から、年度末の3月末日までに精算することとしている。	—
78	こども政策課	174	意 見	(児童保育と新制度における今後の市町村の関与についての意見) 2015年4月以降の新制度の移行後は、那覇市でも、より児童クラブの運営における指導業務を強化するとともに、交付金の安定・継続的な平準化が求められる。	要	平成27年2月に新制度の交付金額が公表され、6月に沖縄県主催の説明会が開催。 平成27年9月補正にて、新制度に基づく予算要求を行う。	平成27年9月末
79	こどもみらい課	178	意 見	(特別保育事業(単組分・複組分)について) 基礎的・発展的の区分に十分なる合理性があるとは考えない。種がいずれの保育者について知識・経験等を有する専任の保育者を配置するに当たり、十分に必要な人員負担を算定する必要がある。 補助金の支給基準額も中更及び軽度と区別しているが、軽度と中更とを区別する意義が不明である。人員配置基準(児童3人につき1人)を適用している。指摘の通り、現実的には軽度対応の人員と中更対応の人員に保育士等の優遇を規定することはできず、補助金の支給基準額に差を設けることは合理的とはいえない。 このようにことから意見をふまえて、誰かが児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士1人の人件費(保育所運営費)を児童負担金における保育士の基本給額による基準額とする補助制度にあつたものであるべき調整を行うものとする。	要	児童の権利の程度(軽度・中更)に関わらず一律の人員配置基準(児童3人につき1人)を適用している。指摘の通り、現実的には軽度対応の人員と中更対応の人員に保育士等の優遇を規定することはできず、補助金の支給基準額に差を設けることは合理的とはいえない。 このようにことから意見をふまえて、誰かが児を保育する加配保育士を配置した場合、児童3人までを保育する保育士1人の人件費(保育所運営費)を児童負担金における保育士の基本給額による基準額とする補助制度にあつたものであるべき調整を行うものとする。	平成28年2月
80	こどもみらい課	180	指 摘 事 項	(特別保育事業(単組分・地域活動事業)) 効果面において現在の曖昧な基準では、補助金の枠内で行うべき問題かどうかは疑問が生じる。保育園経営者自ら地域自治会との交流をし、積極的に地域に根ざした活動を行い、地域住民に意識付けをすることが必要である。本質的には補助金の有無とは関係がない相違である。本補助金の枠内で地域との交流を図るという目的を果たすには、使途を具体的に限定し、明確にする必要がある。	要	指摘をふまえて、今後は、補助金の使途(実当経費)を明確に示すとともに、積極的業務(ベストプラクティス)を顕彰する等を奨励し、あるべき事業内容の誘導に努めていくこととする。	H27年度
81	こどもみらい課	184	意 見	(認可外保育施設環境整備事業(指導監督基準維持継続事業)補助金) 補助金の特定目的は、十分理解できるものであるが、本事業の運用面では指導監督基準を満たす認可外保育施設が十分ないとの見解があるため、有効に機能しているとは言い難い。今後、市は積極的に指導監督基準維持への普及活動を行う必要がある。	不要	本補助事業の対象となるような施設を増やしていくため、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に対しては要件がみだりな適用による指導・助言を行い活用を促しているところであり、一括交付金事業期間中は継続して実施していきたい。	—
82	こどもみらい課	184	指 摘 事 項	(認可外保育施設環境整備事業(指導監督基準維持継続事業)補助金)補助金の終了期間 事業補助金は、期間限定で交付を見計らって定期的に実施すべきである。	不要	本事業は一括交付金を活用して取り組んでいる事業である。本事業を必要としながらも補助要件の一部を満たさず本事業の適用に至っていない施設もある。このような施設に対しては要件がみだりな適用による指導・助言を行い活用を促しているところであり、一括交付金事業期間中は継続して実施していきたい。	—
83	こどもみらい課	186	意 見	(特種児童対策特別事業(認可外)保育施設研修事業) 認可外保育施設の研究開発確保の意味でも、本件補助金は評価できる。今後は、研修回数に上限を設け、安全対策の2回に分けて実施し、補助金の上限を上げるように県に折衝してみてはどうか。	不要	研修による保育の質向上が補助金による児童の処遇向上の組み合わせは認可外保育施設において必要と効果が高いので、現状を継続して実施する。	—

外 部 監 査 改 善 措 置 票		票		票					
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期票	実施日及び実施内容	処理区分
(平成26年度)									
84	こどもみらい課	188	意見	認可外保育施設集中対策支援事業補助金 本件補助金は、認可外保育施設の整備への意欲を市が喚起し上げて実施されている。この点から、女性部からの申請を絞らなければならぬ。補助金の実施を今後も継続することが望まれる。	不要	今後、認可外保育施設から情報、意見を喚起し上げたい。また、認可外保育施設から情報、意見を喚起し上げたい。	—	—	—
85	こどもみらい課	191	意見	(特選型特別事業)認可外保育施設整備補助金 本件補助金は、認可外保育施設整備を促進するために、特選型特別事業として実施されている。認可外保育施設整備の促進を図るため、認可外保育施設整備の促進を図る必要がある。	不要	認可外保育施設整備の促進を図るため、認可外保育施設整備を促進するために、特選型特別事業として実施されている。認可外保育施設整備の促進を図る必要がある。	—	—	—
86	都市計画課	196	意見	(民間事業者特別事業)認可外保育施設整備補助金 本件補助金は、認可外保育施設整備を促進するために、民間事業者特別事業として実施されている。認可外保育施設整備の促進を図るため、民間事業者特別事業として実施する必要がある。	不要	認可外保育施設整備の促進を図るため、民間事業者特別事業として実施する必要がある。	—	—	—
87	都市計画課	196	意見	(民間事業者特別事業)認可外保育施設整備補助金 本件補助金は、認可外保育施設整備を促進するために、民間事業者特別事業として実施されている。認可外保育施設整備の促進を図るため、民間事業者特別事業として実施する必要がある。	不要	認可外保育施設整備の促進を図るため、民間事業者特別事業として実施する必要がある。	—	—	—
88	都市計画課	201	指摘事項	(都市基盤補助金) 本件補助金は、都市基盤の整備を促進するために、都市基盤補助金として実施されている。都市基盤の整備を促進するため、都市基盤補助金として実施する必要がある。	要	制度の普及促進を図るため、これまで、市HPや広報誌などを利用して、市民への普及を図ってきた。その効果として、相談件数は年々増加している。平成26年度からは、市民化促進センターを開設し、相談件数を増やした。今後、このセンターを活用しながら相談件数を増やし、事業の促進に取り組んでいく。	平成27年6月	6月上旬に都市計画課HPで公表済み	改善済み
89	建築課	206	意見	(民間事業者特別事業)認可外保育施設整備補助金 本件補助金は、認可外保育施設整備を促進するために、民間事業者特別事業として実施されている。認可外保育施設整備の促進を図るため、民間事業者特別事業として実施する必要がある。	不要	認可外保育施設整備の促進を図るため、民間事業者特別事業として実施する必要がある。	—	—	—
90	市街地整備課	207	意見	(民間事業者特別事業)認可外保育施設整備補助金 本件補助金は、認可外保育施設整備を促進するために、民間事業者特別事業として実施されている。認可外保育施設整備の促進を図るため、民間事業者特別事業として実施する必要がある。	不要	認可外保育施設整備の促進を図るため、民間事業者特別事業として実施する必要がある。	—	—	—
91	建築課	210	意見	(住宅整備補助金) 本件補助金は、住宅の整備を促進するために、住宅整備補助金として実施されている。住宅の整備を促進するため、住宅整備補助金として実施する必要がある。	要	【本件補助金の向上】改修の必要性/要 本件補助金は、住宅の整備を促進するために、住宅整備補助金として実施されている。住宅の整備を促進するため、住宅整備補助金として実施する必要がある。	平成27年度	—	改善取組中
92	道路管理課	212	意見	(私道整備補助金) 本件補助金は、私道の整備を促進するために、私道整備補助金として実施されている。私道の整備を促進するため、私道整備補助金として実施する必要がある。	不要	私道整備補助金の目的は、建設事業補助金として私道整備を促進することである。私道整備補助金の目的は、建設事業補助金として私道整備を促進することである。	—	—	—





(平成26年度)		外 部 監 査 改 善 措 置 票			票				
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	外部監査改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
101	市民スポーツ課	237	意見	(児童のスポーツ・課外派遣補助金) 当該補助金の対象団体等については、1会計年度1団体(又は個人)につき1回を限度としている。補助額は予算の範囲内であるため、すべての大会派遣については補助がなされるわけではない。スポーツ競技団体等については常連団体等もあっても、同じ団体補助を受けるケースもある。公平性の観点から、特別枠を設けるなど、さらには工夫することも必要である。	不要	特定の競技において、強豪チームが幼年選手も課外派遣の権限を得て、補助対象となることもあるが、メンバーの入れ替えなどあり、保護者の経済的負担の軽減の面から、公平性は保たれている。 また、補助金は原則として予算の範囲内で執行することとし、派遣対象の大会については、競技人員数を考慮しながら各競技団体と協議して決定しており、公平性が保たれていることから、特別枠は設けず現状とおりとする。	—	—	—
102	学校教育課	242	意見	(児童・生徒の課外派遣に関する補助金) 当該補助金については、予算の範囲内であるため、すべての大会派遣について補助されるわけではない。また、競技団体によっては常連校もあり、同じ学校が毎年補助を受けるケースもある。市では、補助回数を1団体につき年内に1回に限定するなどの取組の見直しを行っているが、できる限り多くの団体が補助を受けられるように特別枠を設けるなど、さらには工夫することも必要ではないかと考える。	不要	補助金の対象団体等については、できるだけ多くの団体が公平に補助を受けられるよう平成25年度に要請の改正を行っており、それ以降において申請のあった団体は全て補助を受けられている状況である。特定の競技の常連校が毎年連続して補助を受ける場合でも、対象生徒は年度によって異なる場合もあり、必ずしも同じメンバーに補助しているものではない。また、特別枠を設けることは、競技別の公平性の観点から現状のとおりとする。	—	—	—
103	学校教育課	244	意見	(共済会負担金小中学校) 方が一、事故が発生した場合に、共済からの給付対象とならないケースとされ、負担金徴収時において、制度の内容にない場合でも、保護者等へ周知徹底すべきである。また、掛付け金については、独立行政法人日本スポーツ振興センターに掛付け金がかかるため、減額を働きかけて行く必要がある。	不要	学校、登下校での事故に対応するため、スポーツ振興センターと契約を結び事故や怪我に備えている。新一年生に列しては、毎年4月に制度の内容や医療の対象範囲について、手紙やチラシ等で保護者への周知を行っている。また、教育委員会のホームページにも同内容を掲載し、年間を通じて確認ができるようにしている。掛付け金については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」法施行令及び沖縄県に併存文部省関係法各の運用の特別措置等に關する政令の一部を改正する政令により定められており、自治体において、制度を交渉できる性質のものではない。また、特別措置により沖縄県は他県と比較して手厚に設定されている。	—	—	—
104	学校教育課	246	指摘事項	(那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金) 補助交付先団体の決算書類については、補助金に係る記録簿等を添付して提出しておくべきである。	要	—	—	当該事業の決算書類については、平成25年度より事業関係者より領収書等の証拠書類による確認を行っている。	改善済み
105	学校教育課	246	指摘事項	(那覇地区中学校体育連盟に対する分相支出について) 直後の補助交付先団体を介して上部団体等へ交付金、分担金等の名目で支出している団体は、ほかにも多数存在するが、上部団体等への交付金、分担金等支出が、交付先団体のラインでは、以下の取り扱いとされている。 ①再補助がある場合は、その申請及びプロセスを、調整性などメリット・デメリットを明らかにした上で確立すること。 ※交付先からさらに再補助を行っている場合は、直接補助へ切り替えられないか、事務経費削減等のメリット・デメリットを考慮のうえ個別に判断する。 今後は、上記補助金ガイドラインに従って、再補助について見直しをするべきである。	不要	那覇地区中学校体育連盟への補助金は、「那覇市学校教育関係団体等補助金交付要綱」に基づき、事業経費を対象としている。当該団体の収入は、那覇市が行う補助金交付でなく、浦添市・南大東村・北大東村・久米島町からの補助金、それ以外にも生員負担分として各学校より徴収した分がある。その中から、県中体連の分担金の支出をおこなっているため、那覇市からの再補助にはあたらないと考える。 また、県中体連で行う事業は、各地区で行われる大会等の上位大会であり、全県的な事業を運営するための分担金を負担しているものであり、本市のみの負担分を明確にすることはできず、直接、特定の事業に補助金として支出する性質のものではない。今後とも、事業報告、決算書類について審査を行い、適正に執行されているか確認を行うものとする。	—	—	—
106	青少年育成課	249	指摘事項	(生涯学習推進補助金) 那覇市青少年健全育成市民会議は、その目的である「青少年の健全育成を図ること」に対して、どのような具体的な成果があるのか、例示は、青少年の非行防止活動を行っているなどの具体的な活動成果を示す必要がある。補助金の必要性、同市民会議の公益性は高いが、補助金の具体的な成果の面で説明が不足している。	要	市民会議の目的でもある「青少年の健全育成を図ること」は、家庭教育、学校教育、社会教育等の様々な要因が総合的に作用しているものであり、その成果について市民会議の活動が直接的に作用しているとは言い難い。 また、「健全育成を図ること」は大人への成長過程での関与なので、成果がすぐに見えぬ形で現れるものでなく、長期的スパンで見ることが必要であり、その成果を教育等で具体的に示すのは困難である。 市民会議の活動が目に見える形で示せるよう、その実績について数値化できるものは具体的に記載するとともに、広報新聞の強化を図り、市民会議の事業意義、活動内容を各方面に発信できるよう資料(パンフレット等)の作成を行うよう促す。広報、新聞を通して、より多くの市民の理解を得ることで、賛同の輪、活動の場を拡げ、運営の拡充にも繋げていきたい。	平成27年度	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指地区分	指領事項	指領事項又は意見の内容	改善の必要性	外部監査改善措置	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
107	青少年育成課	252	指領事項	青少年育成課	<p>(生涯学習振興補助金(那覇市青年団体連絡会)) 那覇市青年団体連絡会への補助金が、その取組目的に対して、どのような具体的な成果があるのか、市民に説明する必要がある。同連絡会の役割の検証や今後の事業運営の再構築が求められる。</p>	要	「なは青年祭」の開催については今後も市の財政的支源が不可欠であるが、その他の青年交流事業等の運営については、再構築を図るとともに、事業内容に応じ青年団体連絡会独自の予算により対応してもらうよう調整したところである。 青年団体連絡会の活動については、実績をきちんと記録に残し、市民に広く周知してもらえよう。わかりやすい資料(パンフレット等)の作成を行い、広報の成果を図るよう助言を行った。 今後の青年団体連絡会の活性化を図るため、加盟団体の増加で、各種青年育成団体等との連携を強めていく方針について、行政側からの協力も継続していきたい。また、以降26年度からは事務担当「なは市民連携プラザ」に移転させた。同居する物の各種市民団体と協力を共有することにより、情報共有や連携事業の展開等に期待している。	平成27年度	—	改善取組中
108	観光課	255	指領事項	観光課	<p>【那覇市観光協会】 ・全般的な指領、意見 全体的に、対象の補助金の積算率に比べて、「当法人から見れば(見込)」や「過去からの経緯」によって補助金の金額を算出している。補助金の全般的な交付基準は存在するが、内容が抽象的であり種々の明確な数値基準がない。また、補助対象者は公募制を導入しておらず、当法人のみで他の申請者が存在しない。このように当法人からの見込金額が交付されることにもなる。このように補助金の決定方法で通り差額が支払われることになる。このため、明確な数値基準を定め、当法人による補助金を算出する観点から、明確な数値基準を作成し、できる限り早く取り入れる必要がある。</p>	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図る。 公募制がなじむ補助事業の有無や経費削減手法等についても検討する。	平成29年度	—	改善取組中
109	観光課	266	指領事項	観光課	<p>【観光協会運営補助金】 【補助金の算定方法】 当該補助金に係る交付要綱が存在するが、内容が抽象的であり明確な数値基準がない。また、補助対象者は公募制を導入しておらず、当法人のみで他の申請者が存在することもなく、ほぼ当法人からの見込み額通り金額が支給されている。限られた公金を有効に活用する観点から、明確な数値基準を作成する必要がある。</p>	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図る。 公募制の導入が可能かについても検証する。	平成27年度	—	改善取組中
110	観光課	257	指領事項	観光課	<p>【補助金の効果の測定方法】 当該補助金を利用したことによる効果の測定方法については、「那覇市への入込が観光客等」としているが、補助金額に見合う効果が十分に発揮されているか検証が行われていない。補助金の有効性の観点から、当該補助金による効果を含めたうえで、交付が行われるべきである。</p>	要	その他に指標となり得るものがあるか検証する。	平成29年度	—	改善取組中
111	観光課	257	意見	観光課	<p>【那覇市観光協会運営補助金のあり方】 市は、観光協会を那覇市観光振興の重要なパートナーと位置づけている。中長期的視点から、事務局体制の強化も含め積極的に支援すべきである。そうではなく、他の観光関連団体の一つとして捉えるのであれば、観光協会の自立化に向けたよりいっそうの取組みを促すべきである。市の現在の対応はどちらとも分らない。本来、市が補助金や委託金や公益金などが提供されるからであり、そのような事業を行う団体におきわわしい場合には、当該団体への運営補助の公認による必要や補助金額の妥当性が認められる。市は、「協賛による観光振興」における観光協会の役割を再検討する必要がある。</p>	要	(一社)那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでおり、協会の役割の再検討も進んでいる。	平成29年度	—	改善取組中
112	観光課	268	指領事項	観光課	<p>【観光協会事業補助金】 事業と補助金との関係を明確にし、もし、書類に不十分または不適切な箇所があるならば、適切に修正されるべきである。</p>	不要	平成26年度実績報告より改善した。	—	—	—
113	観光課	268	指領事項	観光課	<p>【観光協会事業補助金】 事業と補助金との関係を明確にし、もし、書類に不十分または不適切な箇所があるならば、適切に修正されるべきである。</p>	不要	平成26年度実績報告より改善した。	—	—	—

外 部 監 査 改 善 措 置 票		外 部 監 査 改 善 措 置 票		外 部 監 査 改 善 措 置 票					
ID	所管部署	取番号	指審区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性				
114	観光課	269	指審事項	<p><b>(観光協会に係る経費)</b> 「那覇市の補助金に関するガイドライン」によると、「客観的に公益上必要性が高い以下」の経費は、原則として補助対象外経費とする。交際費、慶弔費、款待費、総務会費、出張事業と関連のない研修旅費・研修費・企画費等(慰労的なもの等)の記載がされており、当該ガイドラインに照らすと補助対象外経費である。</p> <p>補助金の金額を決定する際には、当該ガイドラインに照らして、事業として必要な経費であるのか慎重に検証し、補助金の金額の決定がなされるべきである。</p>	要	改善計画又は改善が不要な理由	実施期日	実施内容及び実施内容	処理区分
115	観光課	269	意見	<p><b>(事業費の検証)</b> 補助金を利用された事業費の検証について、事業費支出の請求書や領収書の検証を認めるのみで、発生した経費が事業費として本当に必要であったものであるのか、取引内容の検証まで行われていない。事業費の照合等の形式的な検証のみでなく、取引の内容まで踏み込んだ、裏面調査・検証まで行う必要がある。</p>	要				
116	観光課	269	意見	<p><b>(業者の選定方法)</b> 当法人の業者選定方法について現状は、候補の業者に、事業内容、金額を提示した上で、各候補の業者によるプレゼンテーションの結果、一番得点を重ねた業者が採択するというものであった。当該方法に当たっては金額が提示されているため、当該価格が相場に合った金額かどうかは分からない。事業費を決定する観点から選定方法としては言い難い。そのため、事前に選定を提示するのではなく、それぞれの業者から見積書を出してもらい、見積書を比較して業者選定する必要がある。</p>	要				
117	観光課	269	指審事項	<p><b>(補助金の効果の測定)</b> 補助金の成果指標が明確にされており、補助金の支出効果が把握できない。補助金交付当初の目的が達成されたか否か、補助金の見直しが必要か否かという有効性の判断を行うためにも、客観的な指標等を用いた効果測定を行う必要がある。</p>	要				
118	観光課	272	意見	<p><b>【観光まちづくり整備補助金】(那覇まちまーい)</b> <b>・各コースの業績比較について</b> すべてのコースについて採算性や収支計画と実績(利用率、スタッフの稼働率等)の比較等の事前事後の各コースの検証がなされていない。また、一部のコースについては採算の収支計画すら作成されていない。「那覇まちまーい」事業を自主させるためには、採算性があるのか、コスト削減や収益性等の事前事後の検証を実施することが、コスト削減や収益性等の向上につながり、最終的に事業としての自立につながると、今後は各コースの採算性改善や予算比較等により、各コースの見直しを行い、「那覇まちまーい」事業としての自立性向上に努めるべきである。</p>	要				
119	観光課	272	指審事項	<p><b>(補助金の算定方法)</b> 本補助金の算定方法については、過去からの償還等を踏まえ目安として31,000千円程度となっており、その算定根拠は不明である。補助金の算定の適正性を確保するためにも、算定根拠を明確にする必要がある。</p>	要				
120	観光課	272	意見	<p><b>(事業費の検証)</b> 本補助金の金額を決定する際に、事業費の領収書等のチェックが行われているが、本補助金の目的に沿った経費であるか、発生した経費の内容まででの検証が適切に行われていない。限りある補助金を有効にかつ効果的に利用するためには、取引の実態に踏み込んだ検証を行う必要がある。</p>	要				

121		122		123		124		125		126		127	
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	措置	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分			
	観光課	273	指摘事項	<p><b>【観光案内所運営補助金】</b> 本補助金の対象とする経費の中に、「地下道」「2F 那覇市観光協会（当法人）」「13F 一般社団法人那覇大規模保存会」に係るフロア一貫料や、電気、水道料金等が含まれている（表 1.0-6 参照）。本補助金の目的は、観光案内所運営に係る経費を補助するものであるが、これらに経費は目的から逸脱したものである。平成26年度からは、「観光協会事業補助金」の対象経費として処理されることだが、今後本補助金の目的に沿った経費について補助金を支給すべきである。</p>	不要	改善計画又は改善が不要な理由 平成26年度より観光案内所の運営に係る経費のみを対象としている。		—	—	—			
	観光課	273	指摘事項	<p><b>【那覇鹿補助費】</b> <b>（一部、決算書が作成されていない）</b> 左記上、作成すること定めている決算書類（竹屋明細書及び財産目録）が作成されていないため、適切に作成すべきである。</p>	要	適切な決算書類の作成について指導する。		平成28年度	—	改善取組中			
	観光課	279	意見	<p><b>（自主財源の確保について）</b> 当法人としての自己収入をあげる仕組み、自立した運営体制作りが必要。 （例）ロゴマークやロゴデザインを制定し、短時の時差として保険すると同時に、使用許諾権を有効に使うことで、当法人の収入確保に結びつける。 船着岸にスロープをつくることで、クレールによる積み下ろしに係る業者への費用は削減でき、修繕旅行や観光客等に、ハーリーに気軽に乗れるようなツアーを組むことで収入確保につながる。手漕大会を企画し、参加チームが増えることには参加料収入アップにつながる。 今後は、ハーリー会館を開放に係る入場料収入や那覇ハーリー事業に係るイベントグッズ販売等考えられるため、当法人の経営を見直し、自主財源確保に努めることが望ましい。</p>	要	自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。		平成29年度	—	改善取組中			
	観光課	280	指摘事項	<p><b>【那覇鹿補助費補助金】</b> 本補助金の対象となる事業内容については、鹿補助費の支出に係る事業補助金であるが、下記の経費補助費上、事業費を上回る補助金がなされ、当法人の運営費に係る補助金でなされている。これは、本来の補助金の目的からかけ離れているといえる。このため、交付要綱を見直し、適正に補助金を算出し交付すべきである。</p>	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めることにも、実績報告の額の関係書類の確認・検証を徹底する。		平成28年度	—	改善取組中			
	観光課	281	指摘事項	<p><b>【那覇鹿補助費補助金（継続明細）】（那覇ハーリー会館建設費補助）</b> 那覇ハーリー会館建設に係る書類（請求書、領収書、決算書その他関連資料等）の管理が適切に行われていなかった。運用確認で済ませるようになり、また事後的に適切に説明できるようにファイリング等で資料整理すべきである。</p>	要	関係書類の整理方法等について指導する。		平成27年度	—	改善取組中			
	観光課	288	意見	<p><b>【那覇大船保存費】</b> <b>（自主財源の確保について）</b> 那覇大船保存費として伝統文化を継承していくためにも、那覇大船保存会として自主財源を確保することが重要になる。やろゴ（那覇市那覇大船保存会）として、その使用収入であったり、グッズを作る、商品販売など、さまざまな収入を得る。補助金からという運営経費は、今後、船りる観光資源を自主財源として、継続的に運営していく。自主財源確保は、今後の課題である。また、自主財源確保をあげる仕組み作りと自立した運営体制作りが望まれる。</p>	要	帆船等の販売、関連商品やロゴの作成、活用等の自主財源確保について検討・調整する。		平成29年度	—	改善取組中			
	観光課	289	指摘事項	<p><b>【那覇大船保存費補助金】</b> 本補助金の算定方法については、「事業費支出明細表」によることとしていたが、現状は過去の償還等を踏まえ目安として15,000 千円程度となっており、その算定根拠は、曖昧なものとなっており、透明性及び客観性を欠いている。本補助金の算定方法を明確にするために、補助金の交付要綱を見直すべきである。</p>	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めること、算定根拠の明確化を図る。		平成27年度	—	改善取組中			

(平成26年度)		外 部 監 査 改 善 措 置 票			処理区分				
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	
128	福祉政策課	302	指摘事項	【那覇市社会福祉協議会】 実働事業の成果について、事業計画段階において具体的な成果目標を定め、その成果目標に対して実績はどうか、客観的な分析を行うことが無いと、定つく外部の第三者による事業評価を受けなくても実効性あるものにはならない。今後は、具体的な事業成果目標の設定が不可欠である。	要	—	—	平成27年3月に策定した第3次地域福祉計画及び地域福祉活動計画で当該法人の具体的な成果目標が設定されている。今後はその事業実績に対して適正な評価を付けていくものと考える。	改善済み
129	福祉政策課	302	意見	(給与体系の見直し) 他の同種団体と比べ明らかな差がある場合を除き、いくらの給与が妥当かどうかを調べることは困難であるが、社員の事業成果が評価されるものであれば、所定の給与が支給されて当然である。	不要	当該法人の事業活動について市は評価しているものであるが、給与体系は、当該法人が総合的に勘案して決定するものであり、当事が給与改善の要求を行うことは考えない。	—	—	—
130	福祉政策課	305	意見	(事業活動収支の状況) 社協は、いわゆる労働集約型の事業を実施しているもので、収支に占める人件費の割合が高いことは当然であるが、施設については、原則として、車からの無償貸与を受けていることも理由のひとつと考えられる。社協は、このように目に見えない(間接的な)住民の支援を受けていることも考慮して事業運営にあたる必要がある。	不要	当該法人は日頃より行政では支拂できないような活動を精力的に行っている。そのような意味からも、意見にある内容についても十分に留意し活動を展開しているものと考える。	—	—	—
131	福祉政策課	308	指摘事項	(積立金について) 介護福祉事業等財源整備積立金について、現状の設置目的が、規程上の設置趣旨の範囲内かどうか不明確であり、設置目的を明確にすべきである。また、積立金等は補助金等の金額を算定する際の重要な判断材料にも考えられるので、積立金等の設定趣旨、取崩基酒及び積立目標額等についての情報開示を積極的に行うべきである。	要	当該積立金の設置目的を聴取し、不明確であれば、当該法人へその是正と明確化を求めていきたい。その情報開示については、法人へ働きかけていきたい。	平成27年度	—	改善取組中
132	福祉政策課	308	意見	(那覇市社会福祉協議会の役割について) 今後は、制度内の福祉サービスだけでなく、制度外のサービスにも那覇市社協の専門性を生かして、積極的に対応していく必要がある。そして、その成果に即する説明責任を果たしていくことで、社協に対する市民の期待や評価もますます高まるものと思われる。そのために必要な財政支援については、市は当然に行うべきである。	不要	当該法人の事業活動について本市は評価しているものであり、財政支援については事業内容等を精査するとともに、本市の財政状況等を勘案して対応するものと考える。	—	—	—